

## 行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免基準

制 定 平成 27 年 3 月 31 日

改 正 令和 2 年 3 月 10 日

大阪広域環境施設組合財産条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 項第 1 号及び第 3 号（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政財産使用料等（以下、「使用料」という。）又は普通財産貸付料（以下、「貸付料」という。）の全部又は一部を免除するときの、その対象となる相手方、用途、減免率等の基準（以下、「本基準」という。）その他について次のとおり定めるものとする。

なお、行政財産使用許可相手方を公募方式等により選定するとき又は普通財産貸付契約相手方を一般競争入札により選定するときは、本基準の適用を受けないものとする。

### 1 減免することができる使用許可相手方・貸付契約相手方区分の認定方法

使用許可相手方・貸付契約相手方は、別表「相手方・指定用途区分別減免基準表」に掲げる者とし、同表左欄の第 1 類又は第 2 類に区分する。

### 2 減免することができる土地・施設の用途

使用料又は貸付料の全部又は一部を免除するときの、その対象となる土地・施設の用途については次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設整備又は経常的な業務運営に対し国庫補助金等（以下「補助金」という。）が交付されているもの（交付予定を含む。）の用途に供するとき
- (2) 大阪広域環境施設組合（以下「本組合」という。）行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途として本組合が認めるとき

### 3 指定用途区分の認定方法

上記 2 の(1)又は(2)の用途（以下「補助金の交付がなされているもの又は本組合行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途等」という。）について、本組合事務事業との関連性又は本組合施策における重要度の観点から、次のとおり区分する。

(a) 本組合事務事業と関連が極めて密接である場合又は本組合施策における重要度が非常に高い場合…第1種

(b) 本組合事務事業と関連が密接である場合又は本組合施策における重要度が高い場合…第2種

※平成 26 年 11 月 25 日に大阪府知事により許可された大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約に基づき大阪市から借り受けた土地のうち、同市が市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途等に使用するものであるとして同市の副申が添付されたものについては、第1種または第2種として取り扱うことができる。

(注) 上記、指定用途区分を認定する際には次の点を留意し、総合的に判断し決定する。

**(1) 減免することの必要性**

長期に渡って使用料・貸付料を減免しているものについては、現時点においても明確な「公益性」が認められるか検証し、既得権化・常態化しているものについては原則本基準を適用しないものとする。

**(2) 減免することの妥当性**

減免を受けようとする用途について、その収益性の程度を検証し、収益性のあるものについては、第1種に区分できないものとし、営利を目的とした用途については原則本基準を適用しないものとする。

**(3) 減免することの有効性**

当該用途の公共性・公益性を検証し、その度合いによって減免することの有効性を判断し、無償にしなければその用途の政策目的が達成できないものについてのみ第1種に区分するものとする。

**(4) 減免することの公平性**

同じ用途で指定用途区分の適用に差異が生じないようにするとともに、本基準を適用する際には、その他の相手方との間で公平性が保たれるよう適正な運用を行うものとする。

**4 減免率及び減免使用料又は減免貸付料の算定方法**

**(1) 減免率**

① 本組合が減免する必要があると認めるものに限り、別表「相手方・指定用途区分

別減免基準表」に基づく減免率を上限として減免することができる。ただし、適正規模と認められる部分に限る。

- ② 公有財産は市民の貴重な財産であり、使用料・貸付料は、原則、有償であるべきであることから、減免率の適用にあたっては、減免率の上限を直ちに適用するのではなく、相手方の収益性の程度を検証し、減免率の削減に努めるものとする。

## (2) 減免使用料又は減免貸付料の算定方法

条例第5条第1項又は第2項の規定により算定した使用料又は普通財産貸付料算定基準に基づき算定した貸付料に4-(1)による減免率を乗じたものを減免使用料又は減免貸付料とする。なお、減免率を乗じる前の使用料又は貸付料について許可書又は契約書に明記するよう努めること。

## 5 適正規模

減免使用料又は減免貸付料を適用することができる財産の規模は、施設を維持運営するのに必要な最小規模面積及び必ずしも必要ではないが、あることが望ましいものであるときの規模面積とする。

## 6 その他

- (1) 本基準により難しい場合は、本基準を適用しない特別の事由を明確にするとともに、その決定に際しては、原則として管理者決裁とすること。
- (2) 減免を受けようとする者からは、所定の事項を記載した減免申請書を提出させなければならない。また、財団法人及び社団法人については、定款又は寄付行為並びに決算書類若しくは事業状況報告書を提出させその収支状況、公益的事業費の比率等を確認するものとする。
- (3) 専ら本組合の事務事業に供するために設置された電柱若しくは電線路又は水道管、ガス管その他埋設物及び道路の占用物件と同様に取扱う必要があるものについては、本基準にかかわらず、使用料・貸付料を減免することができる。

## 附 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

別表 相手方・指定用途区分別減免率基準表

使用許可相手方・貸付契約相手方区分		指定用途区分	補助金の交付がなされているもの又は本組合 行政を補完・推進する事務事業で公共性・公 益性を有する用途		第1種及び第2種以外 又は営利を目的とする 用途
			第1種	第2種	第3種
第1類	① 法人税法別表第1に掲げる「公共法人」 ② 法人税法別表第2に掲げる「公益法人等」 ただし、宗教法人を除く。 ③ ②に掲げるもの以外の一般財団法人・一般社団法人のうち、 公益的事業費が原則、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの ④ 「特定非営利活動法人(NPO法人)」 ⑤ 「地縁による団体」 ⑥ 「人格のない社団等」ただし、公共性・公益性を有すると本組合 が認定したものに限り。		▲100%	▲50%	▲0%
第2類	① 第1類に掲げるもの以外の一般財団法人及び一般社団法人 ② 第1類⑤に掲げるもの以外の株式会社(ただし、本組合の出資 する法人に限る。) ③ 法人税法別表第3に掲げる「協同組合等」		▲50%	▲0%	▲0%
第3類	個人・普通法人(第1類⑤又は第2類②に該当する普通法人を除く。)		▲0%	▲0%	▲0%

(注1) 廃止前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条(国や独立行政法人等に対する寄附金等の支出禁止の規定)の趣旨に鑑み、国や独立行政法人等に対する行政財産使用料及び普通財産貸付料の減免は、慎重に行なうこと。なお、第1類①には、国を含むものとして取り扱うものとする。

(注2) 平成26年11月25日に大阪府知事により許可された大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規約に基づき大阪市から借り受けた土地のうち、同市が市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途等に使用するものであるとして同市の副申が添付されたものについては、第1種または第2種として取り扱うことができる。

(注3) 法令等で減免とすることの定めがあるものについては、この限りでない。

